平成２１年（フ）第１４５８号
名古屋市熱田区桜田町15番６―407号桜田団地、住民票上の住所岐阜県岐阜市長良194番地２
債務者　北川進一郎
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７２７号
名古屋市名東区高社１丁目80番地みのり荘Ｃ号
債務者　髙木　冷子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９２４号
愛知県半田市瑞穂町１丁目１番地の５
債務者　田中テル子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９９１号
愛知県愛西市甘村井町松ノ木割150番地
債務者　外山　克彦
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９９２号
愛知県愛西市甘村井町松ノ木割150番地
債務者　外山　洋子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１６３号
愛知県西春日井郡春日町大字下之郷字江先41番地１
債務者　岩谷　篤史
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１７４号
名古屋市北区楠１丁目2016番地
債務者　西脇　一貴
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１１９号
神戸市中央区中山手通７丁目11番30号誠和マンション202号、前住所神戸市中央区籠池通４丁目１番58号
債務者　栩木　靖信
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１４４号
神戸市兵庫区三川口町１丁目４番18―203号、従前の住所神戸市兵庫区永沢町３丁目３番10―304号
債務者　村上　憲朗
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１６１号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番８―524号、従前の住所神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番10―209号
債務者　大前　周平
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１７３号
神戸市北区北五葉２丁目11番１―320号
債務者　セカンド・ステージこと　松岡　正雄
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４３号
兵庫県伊丹市梅ノ木６丁目４番19号
債務者　花屋シーズンこと　田中　常夫
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２９９号
兵庫県宝塚市山本野里１丁目６番11―105号
債務者　佐々木幸枝
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第９８４号
広島市佐伯区石内南２丁目９番６号
債務者　曽利　晴美
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２１１号
広島県廿日市市宮内1038番地４
債務者　奥　　巡博
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２２５号
広島県安芸郡熊野町10084番地４
債務者　安田智恵美（旧姓高本）
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２３５号
広島市中区光南１丁目13番18―203号
債務者　長広　博文
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２５２号
広島市安佐北区口田南１丁目５番37号
債務者　西田　雅之
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
広島地方裁判所民事第４部